

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）職員就業規則第27条の規定に基づき、職員に支給する給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、特別手当及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 夜間勤務手当
- (8) 管理職手当

(給与の支払)

第3条 この規程による給与は、現金で支払うものとする。

2 前項の給与について、職員等から申し出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の支給日)

第4条 給与の支給日は、特別手当を除き毎月21日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の支給日は、その月の末日とする。

2 前項に規定する支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日を支給日とする。

3 特別の事情により、前2項の規定により難しいと認められる場合は、前2項の規定にかかわらず会長はその支給日を変更することができるものとする。

(給与の支給方法)

第5条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 新たに職員となった者はその日から給与を支給し、昇格及び降格等により給与額に異動が生じた者については、その日から新たに定められた給与を支給する。

3 職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給与を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外

のときは、その給与額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日、及び指定週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

第2章 基本給

(基本給の意義及び基本給表)

第6条 この規程において基本給とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 基本給は月額とし、基本給表は我孫子市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号。以下「条例」という。)第5条に定める給料表を準用する。

(基本給の決定)

第7条 会長は、すべての職員の職務について複雑、困難及び責任の度に基づき、職務の級及び号給を決定しなければならない。

2 職員が一つの職務の級から上位の級に昇格した場合、その職員の受ける昇格後の級の号給は、我孫子市職員の初任給・昇格・昇給等の基準に関する規則(昭和46年規則第12号)第15条の規定を準用する。

3 職員が一つの職務の級から下位の級に降格した場合、その職員の受ける降格後の級の号給は、降格前の基本給月額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

(昇給の基準)

第8条 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月を下まわらない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給(その職務の級が6級以上である職員にあつては3号給)を標準とした上位の号給に昇給させることができる。ただし、55歳以上の職員については昇給しない。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合は、前項の規定にかかわらず、4号給以上(55歳以上の職員にあつては1号級以上)上位の号給へ昇給させることができる。

(昇給の時期)

第9条 前条に規定する昇給の時期は、4月1日及び10月1日とする。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額)

第10条 公益社団法人我孫子市シルバー人材センター職員就業規則第11条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額は、条例第6条の2の規定を準用する。

(退職又は解雇の場合の支払)

第11条 職員が死亡したとき又は組織の改廃その他やむを得ない業務上の理由により退職又は解雇された場合においては、権利者の請求があつた場合、速やかに基本給その他職員の権利に属する支給金を支給する。

(業務上の傷病者に対する支払)

第12条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったことにより休業補償を受ける場合は、その勤務することができない期間につき、平均賃金からその給付額を控除した額を支給する。

(業務外の傷病者に対する支払)

第13条 職員が業務外の負傷、疾病により休業したときは、その日から180日間は平均賃金を支給する。

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、会長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき基本給及び地域手当の月数の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額を減額する。

(時間の計算)

第15条 前条若しくは第25条における時間数の合計に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

(欠勤者等の給与)

第16条 欠勤者又は休職者の給与については、第14条に規定する場合を除くほか別に定めるところによる。

(遅刻、早退者の給与)

第17条 職員が遅刻、早退した場合は、第14条及び第15条の規定により算出した額を控除する。

(端数計算)

第18条 この規程による給与の計算において円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

第3章 特別手当

(特別手当の種類)

第19条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当の2種類とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月15日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日を支給日とする。

3 特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、前項の規定にかかわらず会長はその支給日を変更することができるものとする。

4 前条の手当の算出及び支給額は、条例第20条、第20条の2、第20条の3及び第21条の規定を準用する。

第4章 諸手当

(扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の手当の対象及び支給額等は、条例第10条及び第10条の2の規定を準用する。

(地域手当)

第22条 地域手当は、民間の賃金水準、物価等を考慮し職員に支給する。

2 前項の手当の支給額等は、条例第10条の3の規定を準用する。

(住居手当)

第23条 世帯主（これに準ずる者を含む）である職員に対して住居手当を支給する。

2 住居手当の支給を受けようとする職員は住居届（様式第1号）を会長に届け出なければならない。

3 前項の手当の対象及び支給額等は、条例第10条の4及び我孫子市職員の住居手当の支給に関する規則の規定を準用する。

(通勤手当)

第24条 職員に対し通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給を受けようとする職員は通勤届（様式第2号）を会長に届け出なければならない。

3 前項の手当の対象及び支給額等は、条例第11条及び我孫子市職員の通勤手当の支給に関する規則の規定を準用する。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第25条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に対して実際に勤務した時間について支給する。ただし、予算の範囲内でこれを支給することができる。

2 前項の手当の支給額等は、条例第15条の規定を準用する。

(管理職手当及びその支給)

第26条 管理又は監督の職にある者については、管理職手当を支給する。ただし、常務理事が事務局長を兼ねる場合は、支給しない。

2 第25条の規定は、前項に規定する職にある職員には適用しない。

3 管理職手当は、次の表の左欄に掲げる職員に対し、同表右欄に掲げる額を支給する。

補職名	職務の級	支給金額
事務局長 参与	7級	55,400円
事務局長代行 参事	6級	38,700円

4 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(準用)

第27条 この規程に定めのない事項については、条例に定める取扱の例を準用する。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則（平成23年12月15日理事会議決）

1 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程の施行前に廃止した、社団法人我孫子市シルバー人材センター職員給与規程による通勤届の承認の行為は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月17日理事会議決）

この規程は、平成27年9月17日から施行し、改正後の公益社団法人我孫子市シルバー人材センター職員給与規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月16日理事会議決）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月21日理事会議決）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和5年1月31日理事会議決）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年4月1日から当分の間に支給する給料の特例）

（1） 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料月額は、条例附則第20項及び第21項の規定を準用する。

（2） 公益社団法人我孫子市シルバー人材センター職員就業規則第10条の規定により管理監督職勤務上限年齢60年に到達した日後の当該職員の給料月額は、条例附則第22項及び第23項の規定を準用する。